

附属機関の見直しについて

附属機関については、行政運営における専門的知識の導入や公正性の確保等といった意義がある一方、行政の責任回避のための隠れ蓑になっているとの指摘があったことを踏まえ、全ての附属機関についてゼロベースで見直しを行うこととします。

○ 平成22年2月議会 総務委員会

【質問】

- ・ 行政が施策を推進する上で、審議会を隠れ蓑的に使っている部分も少なからずあると考えている。
- ・ 職員は優秀であり、審議会は全廃すべき。
- ・ 1回も開催されていない審議会もある。

【知事答弁】

- ・ 外部の意見を聞いて政治決定していくプロセスもあるが、運営されていない審議会、府がやろうとしていることのお墨付をもらうだけの審議会がある。
- ・ そういうものはしっかり精査していかないものは廃止しなければならない。
- ・ 審議会にかけることで、行政が責任回避していると感じるものもあり、行政自らが判断して責任を負うことが必要。

○ 見直しの方針

次の方針に基づき見直しを行なってください。

1. 廃止するもの

- (1) 形式的な意見聴取又は意見交換となっているもの
- (2) 設置目的が後退したもの又は任務が終了したもの
- (3) 附属機関で審議する必要が乏しいもの
- (4) 過去5年以上にわたって開催実績がないなど、活動が著しく不活発なもの
- (5) 今後、具体的な審議事項の発生が想定されないもの

※ 計画等の策定又は企画・運営上の参考とするために設置しているものについては、平成22年2月議会の質疑の主旨を踏まえ、特に重点的に見直してください。

2. 休止するもの

- (1) 法律により設置が義務付けられているもののうち1(1)から(5)のいずれかに該当するもの(法律の改正により設置義務が消滅した時点で原則廃止)
- (2) 1(4)又は(5)に該当するもののうち廃止できないもの(紛争のあっせんや調停等を所掌するものに限る)

(注) 休止…附属機関としては廃止しないが、会議を開催せず、現時点で選任されている委員の任期満了後は新たな委員の選任を行わない状態。

3. 統合するもの

- (1) 設置目的が類似するもの又は審議事項の重複するもの
- (2) 統合により効率的な審議が可能となるもの